

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	素案作成者	ICS番号	作業段階
JSA	管理システム規格	制定	—	プログラムマネジメントの手引	Guidance on programme management	ISO 21503:2017は、プロジェクトマネジメントの手引き(ISO 21500:2012/JIS Q 21500)、ポートフォリオマネジメントの手引き(ISO 21504:2015)とともに、先進的技術・システムの開発に不可欠なマネジメント構造の整備に資するものであり、以下の必要性が認められる。 ①あらゆる形態のプロジェクト/プログラム創成組織に適用される規格であることから影響が大きい。 ②グローバルな活動を行う我が国の産業界にとって、いまや必須の規格である。 ③そのうえ、本規格の主な国内ユーザーであるIT分野を始めとする産業界からは、JIS化への強い要望が寄せられている。 ④ JIS Q 21500(プロジェクトマネジメント規格、JIS発行済)、JIS Q 21504(ポートフォリオマネジメント、JIS開発中)に続き、本件JIS Q 21503(プログラムマネジメント)の3規格が揃ってはじめてISOのミニマム規格セット(PPPMと称する)となることから、開発が必要と考える。 これらの理由により、同規格について、日本国内での認知度を向上させ、正しい理解を促進し、普及させる必要がある。	期待効果として次の点が挙げられる。 ①プログラムマネジメントの浸透の機会を創出し、国際的認知の高いPPPM構造の最上位概念の理解が進むことで、我が国の産業界のグローバル化、国際競争力の強化につながる。 ②プログラムマネジメントに係る概念やプロセスが統一化されることで効率的な産業活動につながる。 ③プログラムやプロジェクトの目的、目標の明確化、計画の変更管理の根拠を与えることは、企業のIT投資やプロジェクトの成功確率向上につながる。 ④JIS化に当たり、国内IT産業や各種開発プロジェクトを行う上で使用してきた用語との整合を図ることで、多くの組織で受け入れられやすく、効果的に導入・運用されるものとなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 用語及び定義 3 引用規格 4 プログラムとプログラムマネジメントの概念 4.1 概要 4.2 プログラムの概念 4.3 プログラムマネジメントの概念 5 プログラムマネジメントの前提条件 5.1 概要 5.2 プログラムマネジメントの必要性の評価 5.3 組織へのプログラムマネジメントの導入 5.4 プログラムマネジメントの統制 5.5 プログラムの役割と責任の確認 6 プログラムのマネジメント 6.1 概要 6.2 プログラムの創成 6.3 プログラムの統合 6.4 プログラムマネジメントの実践 6.5 プログラムのコントロール 6.6 ベネフィットマネジメント 6.7 プログラムの終結 参考文献	なし	ISO 21503:2017 Project, programme and portfolio management - Guidance on programme management	IDT	一般社団法人プロジェクトマネジメント学会		2
JSA	電気	制定	—	環境試験方法—電気・電子—第2-85部：長時間の時刻歴振動試験（試験記号：Fj）	Environmental testing, Part 2-85: Tests Fj: Vibration-Long time history replication	部品、機器及びその他の電気・電子部品の振動試験方法に対して、新たに制定された規格である。既に存在する時刻歴試験(IEC 60068-2-57)では不十分な分野である耐久試験が可能となること、より複雑なテストが可能となるという理由で、2019年に新規規格として制定された。従来の振動試験にない特徴があり、JISにおいても、部品、機器の性能・信頼性の向上が期待できるため、新たにJIS規格として制定する必要がある。主な試験としての特徴は以下の通りである。 (1) 既に存在する時刻歴試験(JIS C 60068-2-57)は、過度応答に耐える能力を試験する試験であるが、本規格は実時間環境で測定された実際の時刻歴を使用した耐久性テストであり、従来なかった試験方法である。 (2) 従来よく使用されてきたJIS C 60068-2-6の正弦波形成、JIS C 60068-2-64のガウス広帯域ランダム振動でカバー出来ない振動を対象としている。 (3) 実時間環境で測定された時刻歴振動試験以外に、必要な試験信号を表す時刻歴を生成することで、追加の混合モード試験が可能であり、非常に複雑なテストが可能となり利用範囲が非常に広い。	時刻歴試験は、地震や輸送などの時刻歴(波形)を基にした試験である。従来の時刻歴試験が製品(電気・電子部品)が受ける過渡的応答を評価するのに対し、新規国際規格は、製品の振動環境を出来るだけ再現した試験方法で、製品の振動に対する耐久性も評価可能である。今回新たに制定された新規国際規格をJIS化することで、本試験方法の製品への適用が容易となり、製品の信頼性の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験装置への要求事項 5 試験の厳しさ 6 前処理 7 初期測定と機能確認試験 8 試験 9 後処理 10 最終測定と機能確認 11 製品仕様書に記載すべき事項 12 試験報告書に記載する事項	なし	IEC 60068-2-85:2019, Environmental testing - Part 2-85: Tests - Test Fj: Vibration - Long time history replication	IDT	—		2
JSA	電子	制定	—	ディペンダビリティマネジメント及び適用の手引—オープンシステムディペンダビリティ（開放系総合信頼性）	Dependability management - Guidance for management and application - Open systems dependability	この規格は、我が国の研究プロジェクトの成果を基に日本主導で制定したIEC 62853:2018(Open systems dependability)をJIS化するものである。 IEC 62853は、変化した多様性をもつシステムのディペンダビリティ(総合信頼性)を設計時だけでなく、システムライフサイクル全般の対応によって達成するガイダンスを規定している。IEC 62853は、System of Systems (SoS)、Internet of Things (IoT)、AIの深層学習に基づくシステムなどの新しい傾向のシステムを対象とし、自動運転を始め幅広い分野に適用できる基本的なガイダンスで、Industry 4.0や自動運転のPegasusプロジェクトと関連してヨーロッパや我が国で注目されており、国内普及のためにJIS化する必要がある。 なお、最近発行されたIEC規格の中でIEC 62853:2018は、日本からの提案に基づく初めてのIEC規格であり、早期の国内への普及の必要性を考え、IEC/TC56信頼性専門委員会にてJIS化を決めた。	この規格は、システム開発者にとっては品質改善や効率的な産業活動に、システム利用者にとっては消費者保護や安全確保に寄与するものであり、JIS化によって国内に広く普及することが国際産業競争力強化につながる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 オープンシステムディペンダビリティ 5 適合性 6 オープンシステムディペンダビリティを達成するためのプロセスビュー 6.1 概要 6.2 合意形成プロセスビュー 6.3 説明責任遂行プロセスビュー 6.4 障害対応プロセスビュー 6.5 変化対応プロセスビュー 附属書A(参考) オープンシステムディペンダビリティを持つライフサイクルモデルの例 附属書B(参考) ディペンダビリティケースのテンプレート例 附属書C(参考) スマートグリッド	なし	IEC 62853:2018 Open systems dependability	IDT	—		2
JSA	電子	制定	—	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第2-42部：光ファイバクラウン試験—横方向引張り	Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-42: Strength of optical fiber to device interface - Static side load for strain relief	光ファイバコネクタを光ファイバケーブルに取り付けるクラウン部は、光通信の性能を維持し、光ファイバケーブルの取り扱いは向上させるため重要な部位である。そのためクラウン部の強度に関する試験を規格化することは重要であり、実使用状況を勘案した方法が求められる。 光ファイバケーブルが装置の前面盤又は背面盤に接続される場合、光ファイバケーブルの自重で、重力方向に曲げて引っ張られることがある。また、隣接する光ファイバケーブルの挿入又は抜去時に、上下左右方向への曲げが加わることがある。このような状況を想定した試験方法が国際規格ではIEC 61300-2-42(曲げ方向引張り試験)として規格化されている。この規格は、光受動部品、光能動部品、光サブシステムなど35件のJISから引用されており、JIS制定が必要である。	この規格を制定することによって、引用する多くのJISとの整合性を図り、国内で使用することが容易になる。 このため製造者と使用者間での仕様決めが円滑になり、我が国の産業の発展に寄与する。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験方法の概要 5 装置 6 試験手順 7 試験の厳しさ 8 個別に規定する事項	なし	IEC 61300-2-42:2014 Fiber optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 2-42: Tests - Static side load for strain relief	IDT	一般財団法人光産業技術振興協会		2
JSA	電子	制定	—	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品—基本試験及び測定手順—第3-54部：円筒形フェルールのフェール軸とフェール軸との角度ずれ測定	Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-54: Examinations and measurements - Angular misalignment between ferrule bore axis and ferrule axes for cylindrical ferrules	フェール軸とフェール軸との角度ずれは、光ファイバコネクタの挿入損失に影響する重要なパラメータである。この測定方法を、JIS C 5961(光ファイバコネクタ試験方法):2009の6.4(“光ファイバ挿入穴角度”)で規定している。この測定方法はIEC 61300規格群に規定されていないため、日本からIEC 61300-3-54(以下、対応国際規格という。)として提案し、測定不確かさの最新情報を追記し、2019年3月時点で、FDIS回覧待ちの状態である。そのため、対応国際規格に合わせるため、この規格を制定し、“光ファイバ挿入穴”を“フェール軸”に変更する必要がある。 なお、IEC 61300規格群のJIS C 61300規格群としての制定は、この規格を除き、必要なJISは全て制定済みのため、このJISの制定と同時にJIS C 5961の廃止する。	この規格を制定することによって、最新の技術情報を盛り込んだ測定方法を規定することで製造者と使用者との間の仕様取り決めが円滑になり、我が国の産業の発展に寄与する。また、この規格の制定によって、JIS C 61300規格群の対応国際規格との整合が全て完了することとなり、JIS C 5961を廃止し、2重規定の混乱を防ぐ。	JIS C 5961:2009	IEC 61300-3-54:2019 Fibre optic interconnecting devices and passive components - Basic test and measurement procedures - Part 3-54: Examinations and measurements - Angular misalignment between ferrule bore axis and ferrule axes for cylindrical ferrules	IDT	一般財団法人光産業技術振興協会		2	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名称)	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	素案作成者	ICS番号	作業段階
JSA	情報	制定	—	情報技術 — ユーザインタフェース — 音声命令 — 第2部：構築と検査	Information technology — User interfaces — Voice commands — Part 2: Constructing and testing	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令の発音上の要求事項と音声認識システムの性能評価方法を定めたISO/IEC 30122-2“音声命令-第2部(構築と検査)”が2017年2月にIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の音響的・技術的な品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・構築と検査 - 枠組み - 発音 - 設計原理 - 検査方法	なし	ISO/IEC 30122-2:2017 Information technology - User interfaces - Voice commands - Part 2: Constructing and testing	IDT	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会		2
JSA	情報	制定	—	情報技術 — ユーザインタフェース — 音声命令 — 第3部：翻訳及び地域対応	Information technology — User interfaces — Voice commands — Part 3: Translation and localization	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令を多言語に対応させるための指針を定めたISO/IEC 30122-3“音声命令-第3部(翻訳及び地域対応)”が2017年2月にIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の多言語対応の品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・翻訳及び地域対応 - 枠組み - 互換性 - 単語や語句の決定方法	なし	ISO/IEC 30122-3:2017 Information technology - User interfaces - Voice commands - Part 3: Translation and localization	IDT	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会		2